平成２１年（フ）第２２４号
佐賀県伊万里市大川町立川418番地
債務者　田代　順子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２５号
佐賀県伊万里市大川内町甲2388番地
債務者　江口　守人
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2615番地17―３―２―３
債務者　下村　勝幸
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２７号
佐賀県杵島郡大町町大字大町1240番地１―７―１―１
債務者　一ノ瀬智子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第２２９号
佐賀県藤津郡太良町大字大浦乙1307番地
債務者　猿田智代美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第５２０号
北九州市門司区法師庵４番１―501号
債務者　中村　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５６８号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目29番５号
債務者　川野　貞義
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３９号
北九州市八幡東区荒手２丁目13番20号
債務者　内田まゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９５９号
北九州市小倉北区片野４丁目20番３―502号
債務者　山本　綾子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７３号
北九州市門司区春日町17番11号
債務者　武石　　香（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００４号
北九州市八幡東区石坪町７番５号
債務者　津村　文雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１００６号
北九州市門司区下馬寄４番11―201号
債務者　小田　忠良
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１３号
北九州市門司区柳町１丁目13番１―503号
債務者　溝尻　末子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１４号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番４―801号
債務者　田中　良惠
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２４７号
佐賀県小城市小城町畑田2751番地11
債務者　森永　浩二
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6679番地イ
債務者　平野　孝子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
佐賀県佐賀市鬼丸町10番10号
債務者　秀島　絵美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３９号
佐賀県小城市牛津町勝１番地56
債務者　松尾寿美子（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係